



木津川市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金

木津川市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、猫の不妊・去勢手術費等（耳カット施術を含む）の一部を補助しています。（※令和6年度～8年度。毎年度の予算の範囲内での補助となります。）

対象者

補助金の対象となるのは、次のいずれにも該当する方です。（猫の販売業を営む方、暴力団員等は対象外）

- ①対象猫の不妊・去勢手術等の費用を負担した18歳以上の木津川市民または木津川市内で活動する団体
- ②次の遵守事項について確約していただける方

【遵守事項】※同意書を提出いただきます。

- ・ 飼い猫を捕獲しないよう十分な確認を行うこと。
- ・ 対象猫について、終生屋内飼養をする飼い主を探すよう努めること。
- ・ 対象猫を捕獲場所に戻す場合は、必ず耳カット施術を受けさせるとともに対象猫が生息する限り、トイレの確保、餌の適正な管理等により周辺的生活環境の保全に努めること。
- ・ 捕獲、不妊手術等その他の対象猫に関する一切の事項について責任を負い、問題が生じたときは誠意をもって解決を図ること。

対象猫

木津川市内に生息し、次の条件を満たす飼い主のいない猫（申請書に確認欄・証明欄があります。）

- ①飼い主のいない猫であることを第三者*が確認していること。

※捕獲場所周辺にお住いの18歳以上の市民（申請者と同住所の方を除く。）

- ②不妊手術等を行ったことを獣医師が証明していること。



補助対象経費・補助額

不妊・去勢手術等1件につき5,000円（上限額）

補助対象経費*が5,000円未満の場合は、支払った補助対象経費の額

※令和6年4月1日以降に行われた不妊・去勢手術及び耳カット施術に要した費用

申請手続

不妊・去勢手術等を受けた日から6か月以内に、次の書類で申請してください。

- ①飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書兼請求書
- ②同意書
- ③動物病院等が補助対象経費について発行した領収書又はその写し
- ④補助金の振込口座（申請者名義のものに限る。）を確認できる通帳等の写し
- ⑤不妊・去勢手術等後の対象猫の正面及び全身の写真

※①②は申請窓口・ホームページで配布しています。

※当該年度の上限に達した時点で受付を終了します。



申請窓口・ホームページ

環境課（市役所2階⑥窓口） TEL 75-1215

木津川市トップ → 暮らし → ペット・生き物 → ペット → 木津川市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金